

公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６条）第１６７条の２第１項第３号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第１０８条の２第２項の規定により公表する。

令和８年３月１２日

和歌山県知事 宮 崎 泉

１ 契約の内容

和歌山県立なぎ看護学校校舎内清掃業務（詳細については仕様書のとおり。）

２ 契約の相手方の名称及び所在地

社会福祉法人 和歌山県福祉事業団

理事長 松本 一美

西牟婁郡上富田町岩田２４５６番地の１

３ 契約金額

金１，２１０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

４ 契約年月日

令和８年４月１日

５ 契約の相手方とした理由

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援に限る。）を行う事業所で、東牟婁振興局管内にある事業所または地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者または地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号に規定する団体のうち高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第３７条第１項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センターに該当する団体で、東牟婁振興局管内にある団体に対し当該清掃業務（１年間）の受託を希望する者から見積書を徴したところ、見積書記載 金

額が予定価格の制限の範囲内かつ最低金額であり、業務の円滑な履行が見込まれるため。